

志賀町総合観光パンフレット制作業務委託 仕様書

1 品名

志賀町総合観光パンフレット制作業務委託

2 業務期間

契約締結日～令和8年2月27日

3 業務の目的

本業務は、能登半島地震からの復興を目指す志賀町の観光復興を加速させるため、町が現在保有している観光パンフレットを見直し、新たな魅力を発信する、観光パンフレットを制作することを目的とする。

震災からの復興状況や、変わらない志賀町の美しい自然、文化、人々の温かさを効果的に伝え、風評被害の払拭と新たな観光客層の誘致を図る。

4 業務要件

- (1) 『見たい、食べたい、体験したい』など実際に行きたくなる要素を盛り込み、「震災を乗り越える志賀町」をテーマに、町内の豊富な観光資源を活用し、魅力的かつ分かりやすく伝えること。
- (2) 2年以上の継続的なモデルを起用し、観光地の魅力をより具体的に、かつ感情的に訴求する写真やイメージを制作すること。
- (3) 志賀町内での周遊性を高め、滞在時間の増加や町への経済波及効果向上が期待できるものとする。
- (4) 情報発信ツールとして活用できるもので、思わず手に取ってみたいくなり、本町への訪問の動機付けとなるもの（QRコードの活用など）
- (5) カラーユニバーサルデザイン及びメディアユニバーサルデザインに対応したもの
- (6) ピクトグラム等で多言語への対応が可能となるもの
- (7) 地図、イラスト等による町全域図で観光地、公共施設（避難場所等も含む）、交通機関等の位置関係がわかりやすいようにすること。また、主要観光地については、目を引く大きめの写真を使用する等、視覚的に興味を持たせる内容とすること。

5 業務内容

- (1) 企画立案、デザイン、現地取材、写真撮影、原稿作成、レイアウト、編集、

校正など観光パンフレット制作に必要な全ての作業を実施すること。

※取材・撮影にあたっては、震災からの復興状況を考慮し、安全面に十分配慮すること。また、取材先への交渉は、基本的に受注者が直接行うことを想定しているが、当町も適宜サポートを行う。

※校正は当町のほか、各施設等に対しても基本的に受注者が直接行うことを想定しているが、当町も適宜サポートを行う。

- (2) 写真、イラスト等紙面の構成に必要な資料等は、受注者において入手することとする。ただし、季節等の関係で入手可能な写真等については協議の上、発注者が所有している写真や資料を可能な範囲で提供する。ただし、震災後の風景や、復興に向けて進む人々の様子を捉えた写真の活用を積極的に検討すること。
- (3) 震災の状況を踏まえつつも、未来への希望を感じさせる、より分かりやすい紙面にすること。
- (4) SNS 等で拡散したくなるような、記憶に残る表紙デザインとすること。
- (5) 震災からの変化や新たな魅力を盛り込んだ、新しい視点からの企画とすること。
- (6) 可能な限り四季折々の写真を撮影し、志賀町の豊かな自然を表現すること。特に、震災後も変わらない美しい風景を積極的に取り入れること。

6 規格・仕様

- (1) 寸法：A 4 及び A 5
- (2) 頁数：20～24 頁（表紙、うら表紙含む）
- (3) 色数：全項カラー印刷（4 色以上刷り）
- (4) 用紙：マットコート A判 110 kg
- (5) 製本：中綴じ

※ただし、企画提案により上記仕様以上への提案可

7 成果品

成果品として、次のものを提出すること。

- (1) 観光パンフレット A4、A5 各 4,000 部
- ※ただし、企画提案により上記仕様以上への提案可
- (2) PDF データ（ホームページ等掲載用として容量を最適化したもの）

8 不良品への対応

落丁・乱丁などは速やかに交換すること。

9 留意事項

- (1)本仕様書に定めのない事項について定める必要が生じたとき、または仕様書が定める事項に疑義が生じた場合は、両者協議の上定めるものとする。
- (2)本業務に係る成果物の著作権(撮影した画像、記事など全ての使用权を含む。当町による自由な加工・二次使用ができることを要件とする)は、当町に成果物が引き渡された時点をもって、受託者から当町に移転するものとする。復興の記録としても貴重な財産となるため、適切に管理し納品すること。
- (3)成果品が他者の所有権、著作権、肖像権を侵すものでないこと。特に、震災で影響を受けた方々の心情に配慮したものとすること。